

IDEC グループ グリーン調達ガイドライン 第 3.1 版 ANNEX
規制化学物質 *1
別表1 禁止化学物質

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
1	カドミウムおよびその化合物	100ppm 未満	全ての用途(RoHS 指令 適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池規則準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
2	鉛およびその化合物	1000ppm 未満 *2	全ての用途(RoHS 指令 適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池規則準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
3	水銀およびその化合物	1000ppm 未満	全ての用途(RoHS 指令 適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池規則準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS 水銀に関する水俣条約
4	六価クロム化合物	1000ppm 未満	全ての用途(RoHS 指令 適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池規則準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
1~4	カドミウム、鉛、水銀、六価クロム	意図的使用禁止かつ総合計 100ppm 未満	IDEC グループの製品用 包装材料、梱包材料	EU 包装材指令 米国の包装法における毒性 モデル規制
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 化審法 中国版 RoHS EU POPs 規則 Annex I
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	意図的使用禁止かつ 10ppm 未満 再生材由来の成形品は 200ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 化審法 中国版 RoHS EU POPs 規則 Annex I
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令
8	フタル酸ジブチル (DBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令
7~10	BBP, DBP, DEHP, DIBP	総合計 100ppm 未満	IDEC グループの製品用 包装材料、梱包材料	米国の包装法における毒性 モデル規制
11	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品	意図的使用禁止かつ 総合計 0.2ppm 未満 有機顔料又は染料を含む成形品のみ 25ppm 未満 (2028 年 4 月以降 10ppm 未満)	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	50ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
13	アスベスト類	意図的使用禁止	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
14	三置換有機スズ化合物	1000ppm 未満（スズ含有濃度）	全ての用途	化審法, EU REACH 規則 Annex XVII
15	短鎖型塩化パラフィン（炭素数 10～13）	意図的使用禁止かつ 1500ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
16	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	生成アミンが 30ppm 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある織物、革部品	EU REACH 規則 Annex XVII
17	ポリ塩化ナフタレン	意図的使用禁止	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
18	オゾン層破壊物質	意図的使用禁止	全ての用途 (製造工程含む)	オゾン層保護法 モントリオール議定書
19	ジブチルスズ(DBT)化合物	1000ppm 未満（スズ含有濃度）	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
20	ジオクチルスズ(DOT)化合物	1000ppm 未満（スズ含有濃度）	皮膚に触れる繊維 2成分室温効果モールドキット	EU REACH 規則 Annex XVII
21	ホルムアルデヒド	木材系部品からの放出 0.062 mg/m ³ 未満 木材系以外の部品からの放出 0.080mg/m ³ 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
22	ペルフルロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩およびPFOS 関連物質	PFOS 及びその塩の場合、0.025ppm 未満、PFOS 関連物質の場合、総合計 1ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
23	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩およびPFOA 関連物質	PFOA 及びその塩の場合、0.025ppm 未満、PFOA 関連物質の場合、総合計 1ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
24	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	意図的使用禁止	全ての用途	化審法 EU REACH 規則 Annex XIV
25	ジメチルスマレート、ジメチル=スマラート(DMF)	0.1ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
26	多環芳香族炭化水素(PAH)	1ppm 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する、または短時間の接触が繰り返されるゴムまたはプラスチック部品	EU REACH 規則 Annex XVII
27	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD/HBCDD)	意図的使用禁止かつ 75ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
28	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	意図的使用禁止かつ 10ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
29	フェノール、イソプロピルリン酸(3:1) (PIP(3:1))	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	全ての用途	米国 TSCA

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
30	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	全ての用途	米国TSCA
31	PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)とその塩および関連物質	PFHxS 及びその塩の場合、0.025ppm未満、PFHxS 関連物質の場合、総合計1ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
32	デクロランプラス CAS番号:13560-89-9, 135821-03-3, 135821-74-8	意図的使用禁止かつ1ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
33	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	意図的使用禁止かつ1ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
34	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)(炭素数14から17のもの)	意図的使用禁止かつ1000ppm 未満	全ての用途	POPs条約
35	長鎖ペルフルオルカルボン酸(LC-PFCA)とその塩および関連物質(炭素数9から21までのもの)	LC-PFCA およびその塩の場合、0.025ppm 未満、LC-PFCA 関連物質の場合、総合計0.26ppm 未満	全ての用途	POPs条約
36	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	意図的使用禁止かつ3000ppm 未満	全ての用途	米国TSCA
37	ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩およびエステル類	意図的使用禁止かつ5ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
38	1~7個の芳香環を含む鉛物油芳香族炭化水素(MOAH)	0.1% 未満(芳香環3~7個は1ppm 未満)	IDEC グループの製品用包装、梱包上のインク	フランス循環経済法 鉛物油規則
39	16~35個の炭素原子を含む鉛物油飽和炭化水素(MOSH)	0.1% 未満	IDEC グループの製品用包装、梱包上のインク	フランス循環経済法 鉛物油規則

* 1 特定顧客向け製品で化学物質に関する取り決めがある場合は、その取り決めを優先する。

* 2 コードの表面を覆う素材に意図的に鉛が加えられている場合、または鉛の含有量が300ppm(0.03%)を越える場合は、報告必須

別表 2 管理化学物質

No.	対象	備考
1	IEC 62474	別表 1 禁止化学物質を除く
2	EU REACH 規則 認可対象候補物質(高懸念物質 SVHC)	別表 1 禁止化学物質を除く

別表 3 関連する法規制

No.	略称	正式名称
1	化審法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
2	オゾン層保護法	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
3	放射線障害防止法	放射性同位元素等の規制に関する法律
4	EU RoHS 指令	Directive 2011/65/EU
5	EU REACH 規則 Annex XVII	Regulation (EC) No 1907/2006 Annex XVII
6	EU REACH 規則 Annex XIV	Regulation (EC) No 1907/2006 Annex XIV
7	中国版 RoHS	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
8	POPs 条約	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
9	EU POPs 規則 Annex I	Regulation (EC) No 850/2004 Annex I
10	EU 包装材指令	Directive 94/62/EC
11	米国 TSCA	米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act)
12	米国の包装法における毒性モデル規制	US Model Toxics in Packaging Legislation
13	電池および廃電池に関する規則 (新欧洲バッテリー規則)	(EU) 2023/1542
14	水銀に関する水俣条約	The Minamata Convention on Mercury
15	フランス循環経済法 鉱物油規則	LOI n° 2020-105 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire Article 112, D543-45-1

別表4 適用除外用途

No.	物質名	除外項目	IDECA 期限※
EU RoHS 指令 付属書 III(草案を含む)			
6(a)	鉛	機械加工用の鉄合金及び亜鉛めっき鋼材中に含まれる 0.35wt%までの鉛	2024/07/21
6(a)- I	鉛	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛	2027/07/21
6(a)- II	鉛	ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼に含まれる 0.2%までの鉛	—
6(b)	鉛	アルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	2025/07/21
6(b)- I	鉛	鉛含有のアルミニウムスクラップのリサイクルから生じたアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	2025/07/21
6(b)- II	鉛	機械加工用のアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	2025/07/21
6(b)- III	鉛	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルによるアルミニウム合金に含まれる 0.3wt%までの鉛	2027/07/21
6(c)	鉛	銅合金に含まれる 4wt%以下の鉛	—
7(a)	鉛	高融点タイプのはんだ中の鉛(85wt%以上の鉛ベースの合金)(適用除外 24(a) の範囲を除く。)	2027/07/21
7(a)- I	鉛	半導体アセンブリにおけるダイ、又はダイとともに他の部品を取り付けるための内部相互接続用で、定常状態又は過渡/インパルス電流が 0.1A 以上、又は 10V を超えるブロック電圧、又はダイのエッジサイズが 0.3mm × 0.3mm を超えるものに対する高融点はんだ(すなわち、重量比 85%以上の鉛を含む鉛合金)に含まれる鉛(24(a)を除く)	—
7(a)- II	鉛	以下の条件をすべて満たす場合の電気及び電子部品のダイアタッチ(die attach)の一体型(内部及び外部)接続用の高融点はんだ(すなわち、重量比 85%以上の鉛を含む鉛合金)に含まれる鉛 (24(a)を除く): —硬化/焼結ダイアタッチ材料の熱伝導率が 35W/(m*K)以上 —硬化/焼結ダイアタッチ材料の電気伝導率が 4.7MS/m 以上 —固相線溶融温度が 260°C以上	—
7(a)- III	鉛	高融点はんだ(すなわち、重量比 85%以上の鉛を含む鉛合金)における鉛であって、部品の製造における一次はんだ付け(内部又は不可分の接続、すなわち内部及び外部)において、二次はんだによるサブアセンブリ(すなわち、モジュール、サブ回路基板、基板、又は 2 点間(point-to-point)はんだ付け)上への電子部品のその後の取り付けにより、一次はんだが再流動しないようにするもの。(24(a)を除く) このサブエントリーは、ダイアタッチ用途及び気密シーリングを除く。	—
7(a)- IV	鉛	高融点はんだ(すなわち、重量比 85%以上の鉛を含む鉛合金)に含まれる鉛であって、以下のプリント基板又はリードフレームへの部品取り付け用の 2 次レベルのはんだ付けに含まれるもの (24(a)を除く): 1. セラミック・ボール・グリッド・アレイ(BGA)取り付け用のはんだボールに含まれるもの 2. 高温プラスチックのオーバーモールド(220°C超)に含まれるもの	—
7(a)- V	鉛	高融点はんだ(すなわち、重量比 85%以上の鉛を含む鉛合金)であって、以下の間の気密シーリング材料として使用するもの(24(a)を除く): 1. セラミックパッケージ又はプラグ及び金属ケース 2. 部品端子及び内部副部品	—
7(a)- VI	鉛	赤外線加熱用反射形白熱電球、高輝度放電ランプ、又はオープンランプのランプ構成部品間の電気接続を設置するための高融点はんだ(すなわち、重量比 85%以上の鉛を含む鉛合金)に含まれる鉛 (24(a)を除く)	—
7(a)- VII	鉛	ピーク動作温度が 200°Cを超える場合のオーディオトランステューサー用の高融点はんだ(すなわち、重量比 85%以上の鉛を含む鉛合金)に含まれる鉛 (24(a)を除く)	—
7(c)- I	鉛	コンデンサ用の誘電セラミック以外のガラスまたはセラミック(例えば圧電デバイス)、ガラスまたはセラミック複合材料中の鉛を含有する電気電子部品	—

No.	物質名	除外項目	IDECA 期限※
7(c)- II	鉛	定格電圧 AC125V または DC250V 以上のコンデンサの誘電セラミック中の鉛 7(c)-I および 7(c)-IV の用途を除く	—
7(c)- V	鉛	下記の機能を果たす、コンデンサ中の誘電体セラミック以外のガラスまたはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(圧電素子など)、及びガラスまたはガラスの化合物に鉛を含む電気電子部品 ・ ホウ酸鉛-亜鉛またはホウ酸鉛ガラス体に基づく、ウエハ用の高電圧ダイオード及びガラス層のガラスピーズの保護及び電気絶縁性 ・ セラミック、金属、ガラス部品間の気密シール用 ・ プロセスパラメータが 10dPas の粘度(いわゆる「ガラス転移温度」)で 500°C未満の範囲でのボンディング用 ・ トリマーポテンシャルメータを除く、インクなどの抵抗材料(抵抗率の範囲: 1Ω/平方～100MΩ/平方) ・ マイクロチャネルプレート(MCP)、チャネル電子倍増管(CEM)及び抵抗性ガラス製品(RGP)の化学修飾ガラス表面に使用	—
7(c)- VI	鉛	下記の機能を果たす、セラミック中に鉛を含む電気電子部品 (7(c)-II, 7(c)-III, 7(c)-IV の用途を除く) ・ 圧電チタン酸ジルコン酸鉛(PZT)セラミック ・ 正の温度特性(PTC)を提供するセラミック	—
8(b)	カドミウム	電気接点中のカドミウムおよびその化合物	2024/07/21
8(b)- II	カドミウム	次の機器の電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・ サーキットブレーカ ・ 熱感知制御装置 ・ サーマルモータープロテクタ(密閉型を除く) ・ AC スイッチ ・ DC スイッチ RoHS カテゴリ 8, 9, 11 用の部品のみ	2027/7/21
8(c)	カドミウム	8(b)- II の対象以外の電気接点に含まれるカドミウムおよびその化合物 RoHS カテゴリ 8, 9 用の部品のみ	2027/7/21
13(a)	鉛	13(b), 13(b)- I, 13(b)- II, 13(b)- III, 13(b)- IV に該当する用途を除く、光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	—
13(b)	カドミウム/鉛	フィルターガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛	2024/07/21
13(b)- I	鉛	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛	—
13(b)- II	カドミウム	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム。ただし、本附属書の表示記号 39 に該当する用途は除く。	—
13(b)- IV	カドミウム	反射率標準に使用される釉薬中のカドミウム	—
13(b)- V	鉛	赤外線ガラス分析や中遠赤外線分光に使用される赤外線干渉フィルターの鉛化合物コーティング	—
18(b)	鉛	BSP (BaSi ₂ O ₅ :Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)	—
18(b)- II	鉛	医療用光療法機器に使用される場合の BSP (BaSi ₂ O ₅ :Pb) 等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下) RoHS カテゴリ 5, 8, 9 用の部品のみ	—
24(a)	鉛	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛 I) 150°Cを超えない場所でのボルト、クリップ、ネジなどの部品をはんだ付け、溶接プロセスで機械的に取り付けまたは接着する用途では、重量の 50%を超えないこと。 II) 150°C以上の高温プロセス (はんだリフロー、溶接など) の場合、またはコンポーネントが 150°C 以上の温度で動作するように定格されている場合の重量で 85%以上の鉛を含む高融点はんだ	—

No.	物質名	除外項目	IDECA 期限※
29	鉛	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1、2、3 および 4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	—
32	鉛	アルゴン・クリプトンレーザ管のウンドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	—
34	鉛	サーメット型トリマー・ポテンショメーター素子に含まれる鉛	2027/07/21
39(a)	カドミウム	ディスプレイ照明用途のダウンシフトカドミウム系半導体ナノ結晶量子ドットに含まれるセレン化カドミウム(LED チップ表面 1mm ² あたり 5 μg 未満のカドミウム)	2026/07/21
39(b)	カドミウム	ディスプレイ及びプロジェクション用途で使用する LED 半導体チップ上に、機器当たり 1 mg の最大量で、直接堆積したダウンシフト半導体ナノ結晶量子ドット中のカドミウム(光を放出する LED チップ表面の 1mm ² あたり 5 μg 未満のカドミウム)	—
EU POPs 規則 (EU) No 2019/1021 付属書 I (草案を含む)			
UV-328 (1)	UV-328	偏光器の内部のトリアセチルセルロース(TAC)製フィルム	2029/07/21
米国 TSCA			
PIP(3:1) (1)	PIP(3:1)	回路基板及びワイヤーハーネスに使用する PIP(3:1) 含有部品	—
PIP(3:1) (2)	PIP(3:1)	再生材もしくは再利用のプラスチック製品又は部品。ただし新たな PIP(3:1) が添加されていない場合	—

※IDECA 期限: 期限以降は製品に組み込んで生産することはできない。

改定内容

改定日	改定内容
2024 年 11 月 第 3.0 版	<p>別表 1 禁止化学物質</p> <p>14 三置換有機スズ化合物にビス(トリブチルスズ)=オキシド (TBTO)を包括</p> <p>15 短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10~13)の不純物の閾値を設定</p> <p>27 ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD/HBCDD)の不純物の閾値を修正</p> <p>30 フェノール、イソプロピルリン酸(3:1)(PIP(3:1))の不純物の閾値を設定</p> <p>35 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)を追加</p> <p>36 長鎖ペルフルオルカルボン酸(LC-PFCA)とその塩および関連物質を追加</p> <p>別表 4 適用除外用途</p> <p>18(b)-II, 24(a), 39(b), UV-328 (1), PIP(3:1)(1), PIP(3:1)(2) を追加</p> <p>5(b), 6(a), 6(a)-I, 6(b), 6(b)-I, 6(b)-II, 8(b)-II, 8(c), 18(b)-I, 24 の期限を修正</p> <p>39(a)の内容変更、期限の修正</p>
2025 年 12 月 第 3.1 版	<p>別表 1 禁止化学物質</p> <p>6 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)の不純物の閾値を修正</p> <p>11 ポリ塩化ビフェニル(PCB)類の特定代替品を追加、不純物の閾値を設定</p> <p>21 ホルムアルデヒドの閾値および規制対象を修正</p> <p>32 デクロランプラスの不純物の閾値を設定</p> <p>33 UV-328 の不純物の閾値を設定</p> <p>34 MCCP の不純物の閾値を修正</p> <p>35 LC-PFCA の不純物の閾値を修正</p> <p>36 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (TTBP) を追加</p> <p>37 ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩およびエステル類を追加</p> <p>別表 4 適用除外用途</p> <p>7(a)-I ~ VIIを追加</p> <p>6(a)-I, 6(b)-III, 7(a), 34, UV-328 (1)の期限を修正</p>